野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

野田市長　　鈴　木　　有

野田市条例第２５号

野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成５年野田市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１２条第１項中「第１９条第１項第１号ト」を「第１９条第１項第１号」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。